

ひとり親家庭等自立支援計画

～ひとり親家庭の自立と子どもの健やかな育ちを目指して～

名古屋市

平成17年3月

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景	1
2	計画策定の考え方	1
3	計画の目標	2
4	計画の期間	2
5	計画の位置付け	2
6	計画の対象	2
7	定義	2

第2章 ひとり親家庭の状況

1	ひとり親家庭の数の推移など	3
(1)	離婚件数の動向(人口動態調査より)	3
(2)	ひとり親家庭の数の動向	4
(3)	ひとり親家庭となった理由	5
(4)	年齢	5
2	住居の状況	6
(1)	現在の住居の状況	6
(2)	転居の希望	7
3	就業の状況	8
(1)	現在の就業の状況	8
(2)	就業状況の変化	9
(3)	ひとり親家庭になってから転職した者の割合	10
(4)	現在の転職の希望	11
(5)	仕事についていない理由	12
(6)	資格取得の希望	13
4	収入の状況	14
5	養育費の状況	15
6	子どもの状況	15
(1)	子どもの人数	15
(2)	子どもの年齢	16
(3)	保育の状況(保育所待機児童調査より)	16

7 悩みなど	17
(1) ひとり親家庭になった当時の悩み	17
(2) 現在の悩み	18
(3) 相談相手	19
(4) 公的制度の利用状況	20

第3章 施策の方向性

1 ひとり親家庭等施策の必要性	22
(1) 家庭の機能と役割	22
(2) ひとり親家庭の「機能の低下」と「負担の発生」	22
(3) ひとり親家庭等施策の必要性	22
(4) 家庭ごとの施策の必要性	22
2 施策の方針	24
(1) 基本方針	24
(2) 事業展開にあたっての視点	24
3 施策の内容	25
(1) 低下した家庭機能の回復を援助し、負担を軽減する5つの施策	25
(2) 自立に向けた努力を支え、精神的負担を軽減する相談体制等の充実	26

第4章 施策の展開

1 就業支援の施策	27
(1) 基本的な考え方	27
(2) 施策の内容	27
2 子育て支援の施策	29
(1) 基本的な考え方	29
(2) 施策の内容	29
3 生活支援の施策	30
(1) 基本的な考え方	30
(2) 施策の内容	30
4 経済的支援の施策	31
(1) 基本的な考え方	31
(2) 施策の内容	31

5	養育費取得支援の施策	3 1
(1)	基本的な考え方	3 1
(2)	施策の内容	3 1
6	相談機能の充実	3 2
(1)	基本的な考え方	3 2
(2)	施策の内容	3 2
7	情報提供の充実	3 2
(1)	基本的な考え方	3 2
(2)	施策の内容	3 2

資料編

- 図 1 ひとり親家庭への施策の必要性
- 図 2 ひとり親家庭等施策の体系
- 図 3 ひとり親家庭施策の分類
- 図 4 就業支援事業の体系

資料 1 ひとり親家庭等自立支援計画策定意見聴取等経過

資料 2 母子家庭の母の雇用促進に必要な事項（概要）

資料 3 母子家庭の母の就業ニーズ（母子家庭等自立支援モデル事業からの分析）

第1章．計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

厚生労働省は、平成14年3月に『母子家庭等自立支援対策大綱』を発表しました。これは、近年の離婚件数の増加によるひとり親家庭、特に母子家庭の増加という状況を踏まえ、戦後50年以上経過した母子家庭等対策を根本的に見直し、新しい時代の要請に的確に対応できるよう、その再構築を目指したものです。具体的には、ひとり親家庭に対する「きめ細やかな福祉サービスの展開」と母子家庭の母に対する「自立の支援」に主眼を置いた改革を実施することを旨としています。

この『母子家庭等自立支援対策大綱』を受けて、児童扶養手当法、母子及び寡婦福祉法、児童福祉法の改正などが進められ、平成15年4月には母子及び寡婦福祉法第11条第1項の規定に基づいて、『母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針』が公表されました。ここでは、今後の母子家庭等福祉施策の方向性と、施策展開における国と市の役割が示されました。

『母子家庭等自立支援対策大綱』や『母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針』では、母子家庭に対する施策について、経済的支援を中心としたこれまでの施策から、就業支援を中心とした総合的な自立支援施策へ転換していくことを目指しています。この考え方を受けて、平成15年8月には『母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法』が施行され、母子家庭の母の就業支援について、国と市の義務等が定められました。

これらの趣旨を踏まえ、名古屋市としても、ひとり親家庭等の自立を支援する施策を計画的に推進していくことを目指して、この計画を策定するものです。

2 計画策定の考え方

名古屋市は、これまで、名古屋市遺児手当、名古屋市ひとり親家庭休養ホーム事業など独自のひとり親家庭施策を行なってきましたが、平成14年8月に児童扶養手当制度が愛知県から名古屋市への事務委譲がされたほか、前掲のとおり母子家庭等の就業支援を中心に新たな施策が打ち出され、市にお

いて積極的に実施していくよう求められるなど、市をとりまく状況は変わってきています。また、母子家庭に対する就業の支援の重要性が高まっています。名古屋市としても、平成15年6月に「ひとり親世帯等実態調査」を実施し、今後の母子家庭施策のあり方について検討を進めてまいりました。この計画は、以上のような状況を踏まえた名古屋市の今後のひとり親家庭支援施策の方向性を示すものです。

3 計画の目標

各家庭等の必要性に応じて総合的に自立を支援することにより、家庭の生活の安定と向上を図るとともに、これらの家庭で育つ子どもの健やかな成長を支えることを目標とします。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成17年4月1日から平成22年3月31日までの5年間とします。

5 計画の位置付け

この計画は、『名古屋新世紀計画2010』、『名古屋市子育て支援長期指針』、『次世代育成行動計画』などの行政計画の趣旨を踏まえつつ、ひとり親家庭施策の方針を定める計画と位置付けます。

6 計画の対象

母子家庭、父子家庭、寡婦
(事業によって、対象となる家庭や子どもの年齢が異なります。)

7 定義

父子家庭	父と20歳未満の子どもがいる家庭
母子家庭	母と20歳未満の子どもがいる家庭
寡婦	子どもが20歳に到達した母子家庭の母
ひとり親家庭	父子家庭、母子家庭
ひとり親家庭等	父子家庭、母子家庭、寡婦

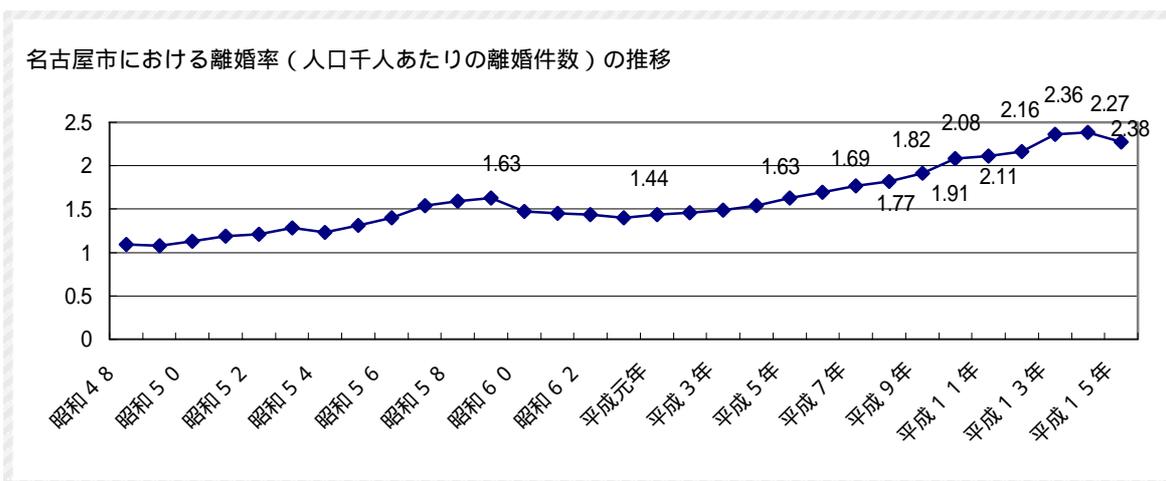
第2章 ひとり親家庭の状況

1 ひとり親家庭の数の推移など

(1) 離婚件数の動向(人口動態調査より)

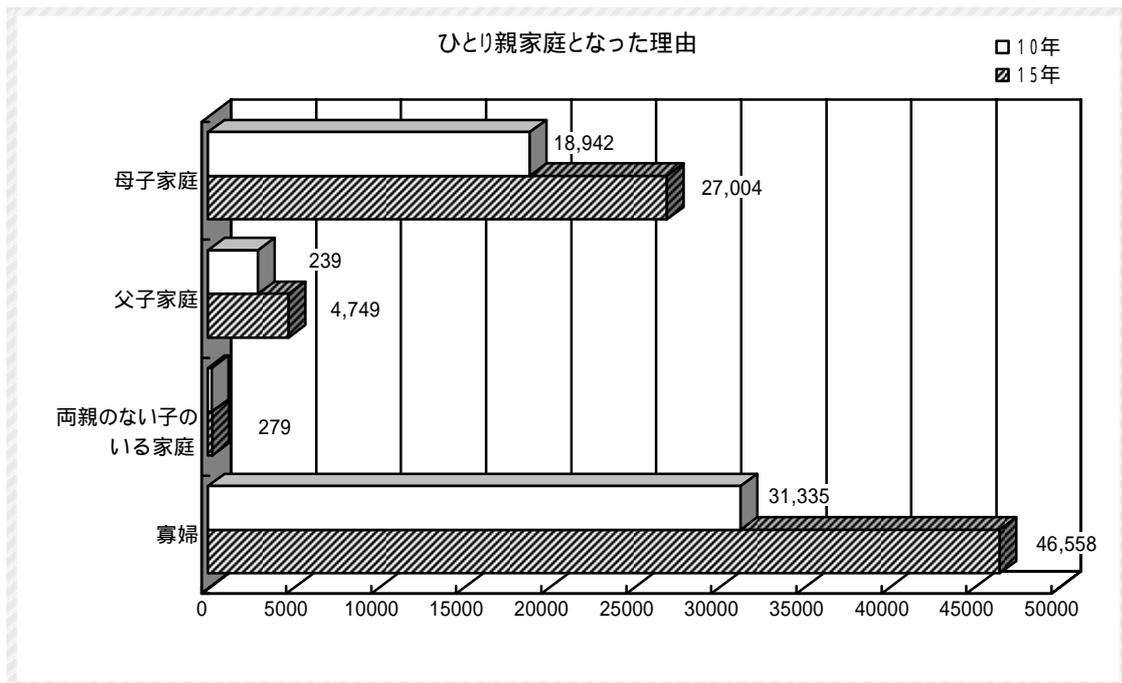
名古屋市における離婚率は、昭和59年の1.63をピークに減少していました。平成元年より再び増加に転じ、平成5年には昭和59年と同水準となりましたが、平成15年には2.27と平成元年以降初めて減少しました。

実数で見ると、平成11年の離婚件数が4,580件であったのに対し、平成12年には4,680件、平成13年には5,140件、平成14年には5,206件、平成15年度には4,982件となっています。



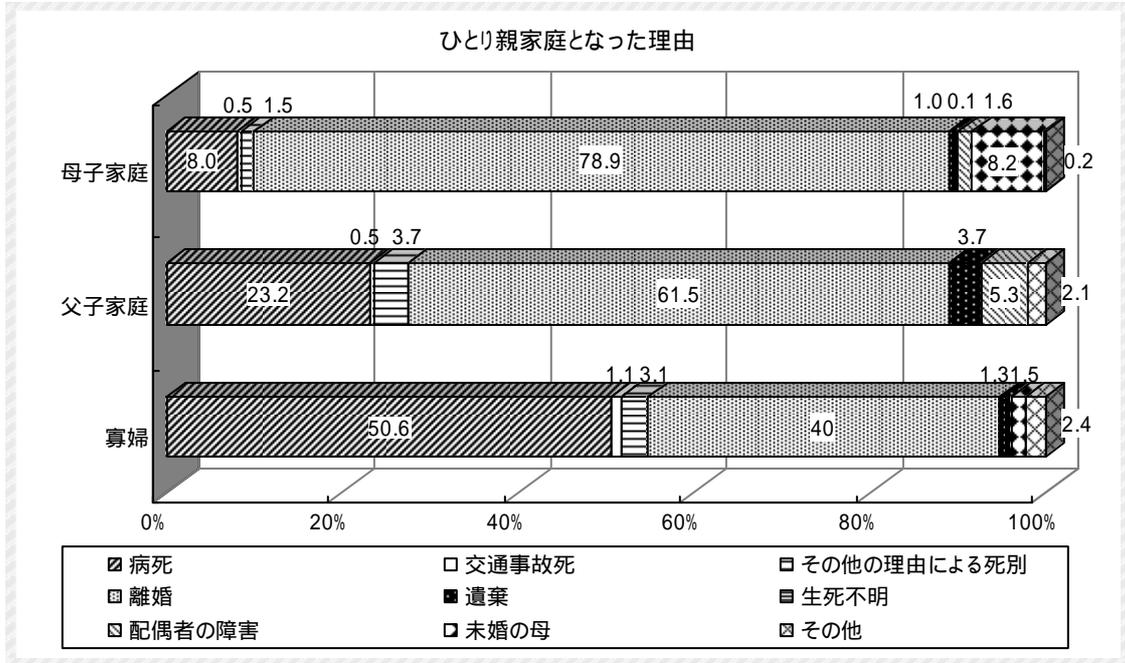
(2) ひとり親家庭の数の動向

離婚率の増加を反映して、名古屋市におけるひとり親家庭の数も増加をしています。平成15年6月に実施した平成15年度ひとり親世帯等実態調査(以下「実態調査」と言います。)におけるひとり親家庭の推計数は、母子家庭で27,004、父子家庭で4,749となっており、平成10年8月に実施した同趣旨の調査(以下「前回調査」と言います。)における推計数と比較して母子家庭で1.42倍、父子家庭で1.61倍となっています。



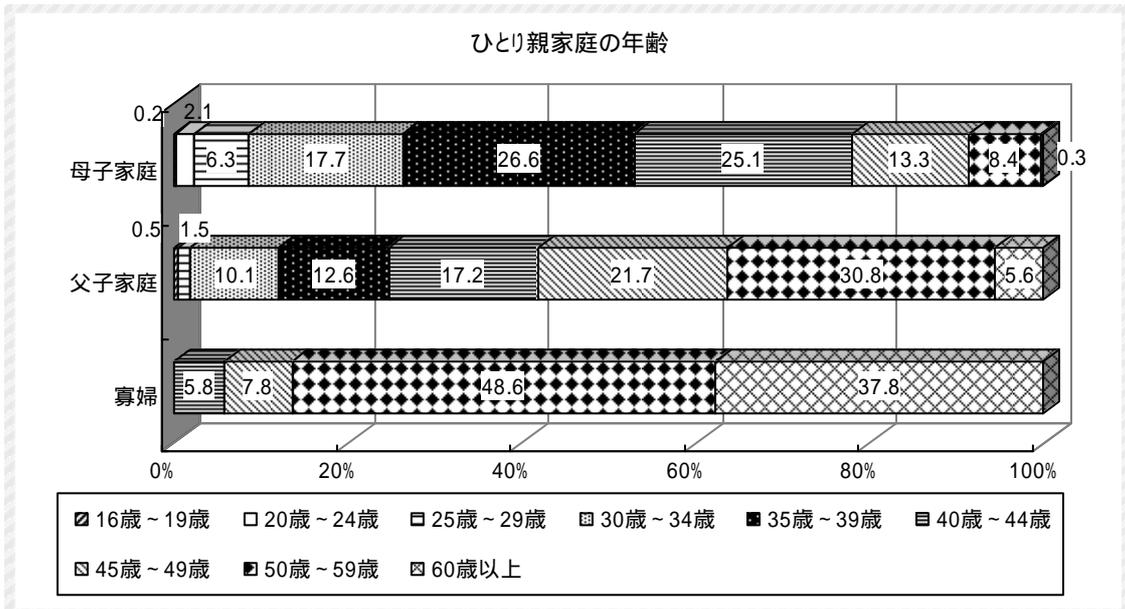
(3) ひとり親家庭となった理由

ひとり親家庭となった理由は、母子家庭、父子家庭とも離婚の占める割合が大きく、かつ、前回調査に比較して増加をしています(母子家庭72.0% 78.9%、父子家庭56.2% 61.5%)。



(4) 年齢

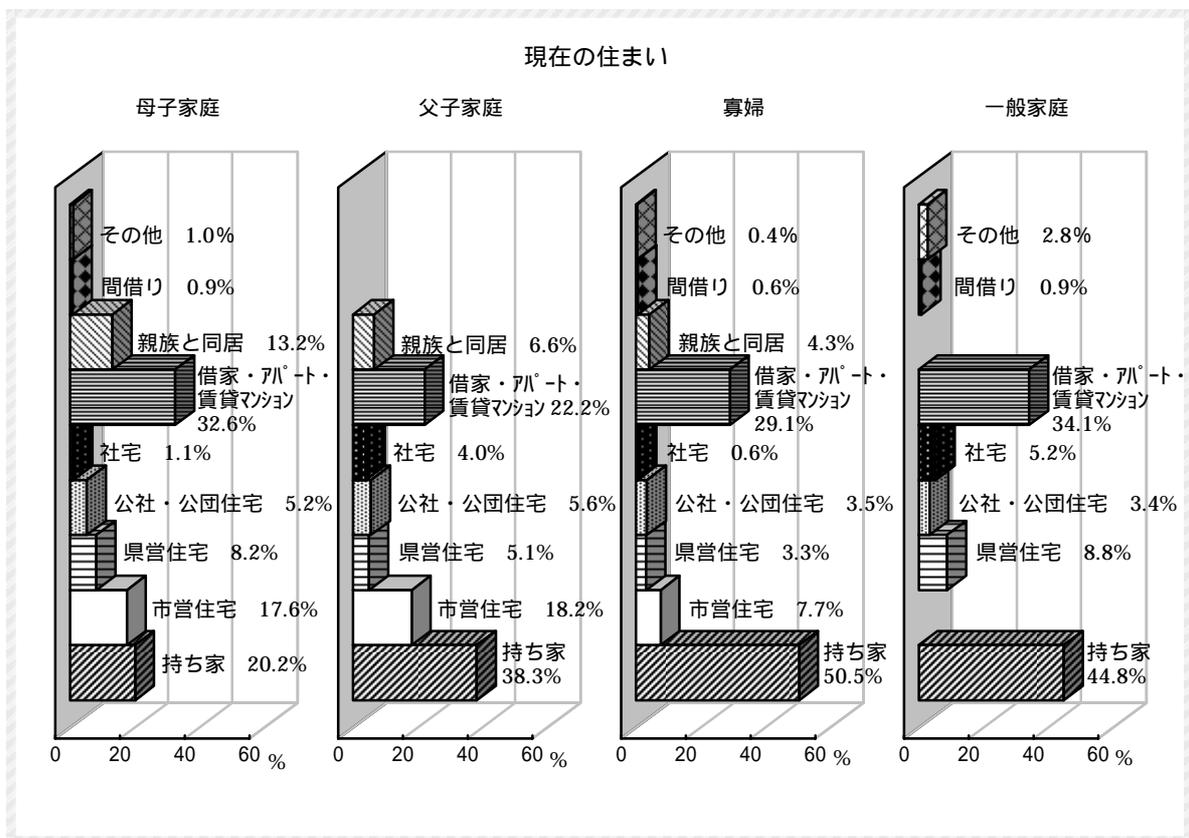
ひとり親家庭になったときの母親(父親)の平均年齢は、実態調査によると、母子家庭が33.2歳、父子家庭が40.2歳となっています。また、調査時点での平均年齢は、母子家庭が39.1歳、父子家庭が45.6歳となっており、いずれも父子の方が高くなっています。



2 住居の状況

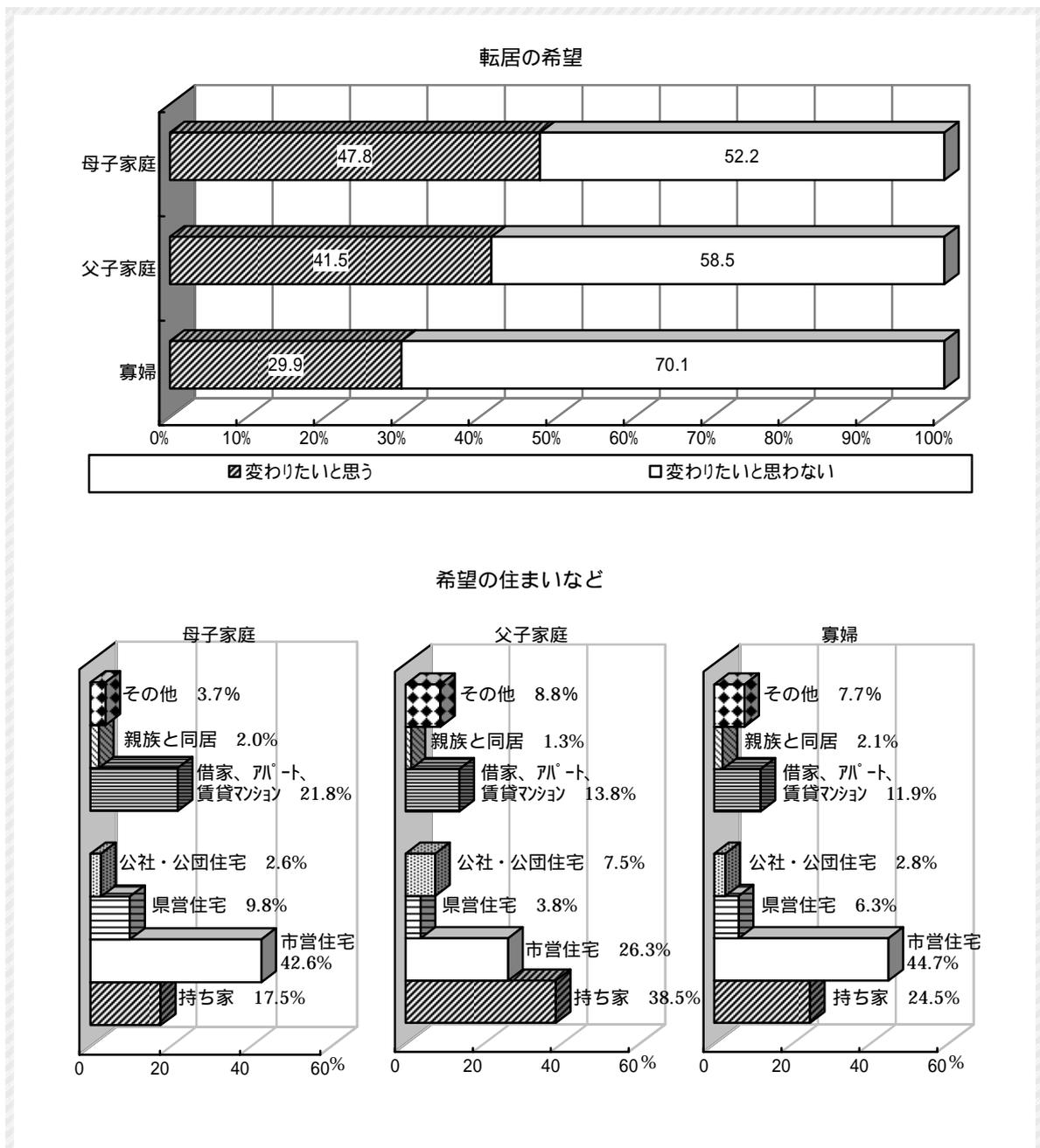
(1) 現在の住居の状況

実態調査によると、母子家庭は民間アパート等の借家に居住している者の割合が最も多く（32.6%）、父子家庭、寡婦は持ち家に居住している者の割合が最も多くなっています（父子家庭38.3%、寡婦50.5%）。母子家庭、父子家庭とも年収が高い家庭ほど持ち家に居住している者の割合が高くなる傾向があります。また、母子家庭は、ひとり親家庭になってからの年数が高いほど、また年収が低い家庭ほど公営住宅に居住している者の割合が高くなる傾向があります。



(2) 転居の希望

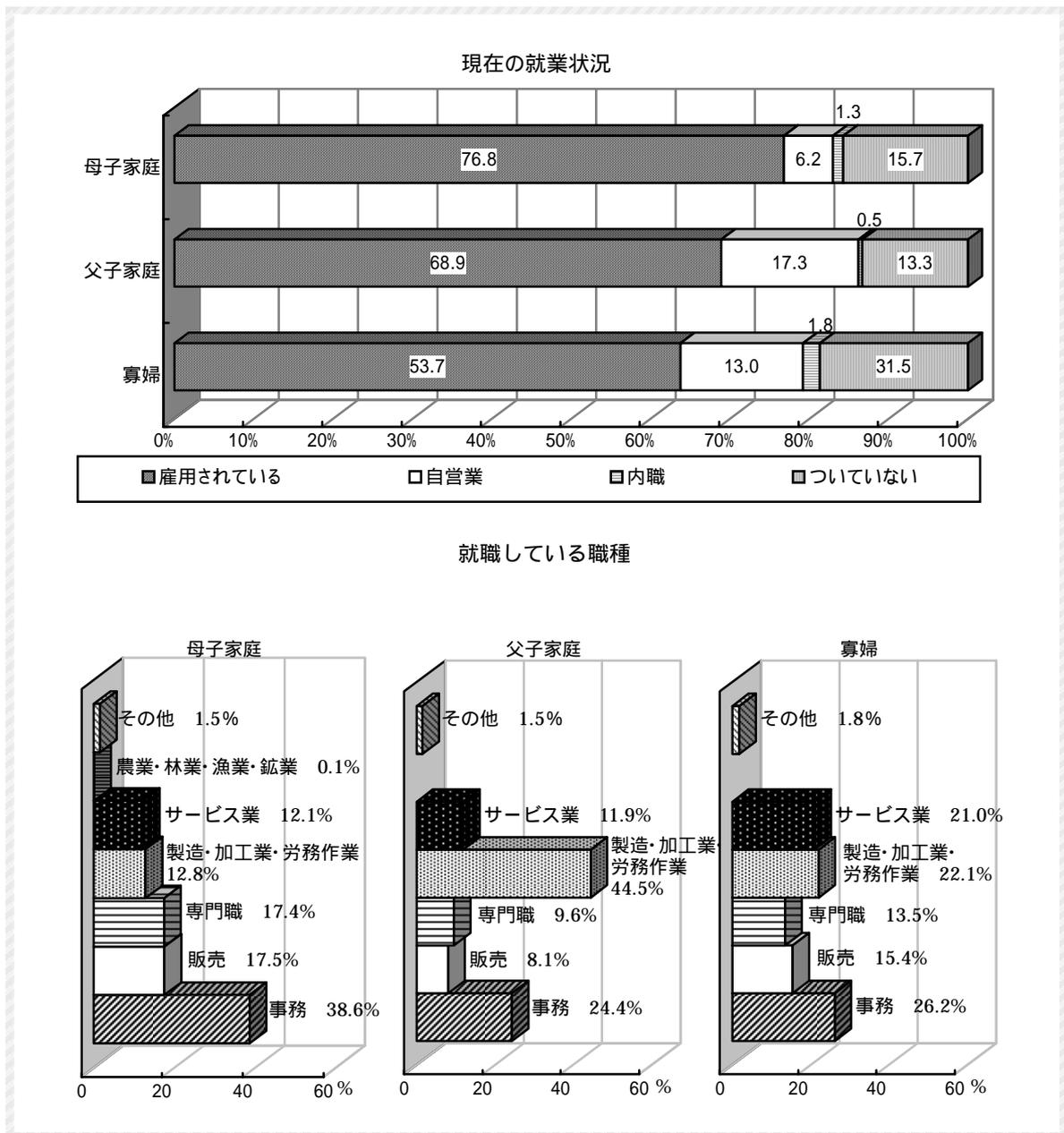
実態調査によると、転居の希望のある者の割合は、母子家庭で47.8%、父子家庭で41.5%、寡婦で29.9%となっています。転居先の希望としては、母子家庭、寡婦は公営住宅が多く（母子家庭52.4%、寡婦51.0%）、父子家庭は持ち家が多くなっています。また、転居希望のある者の8割以上は実際には、転居の予定はなく、転居できない理由は経済的理由が最も多くなっています。



3 就業の状況

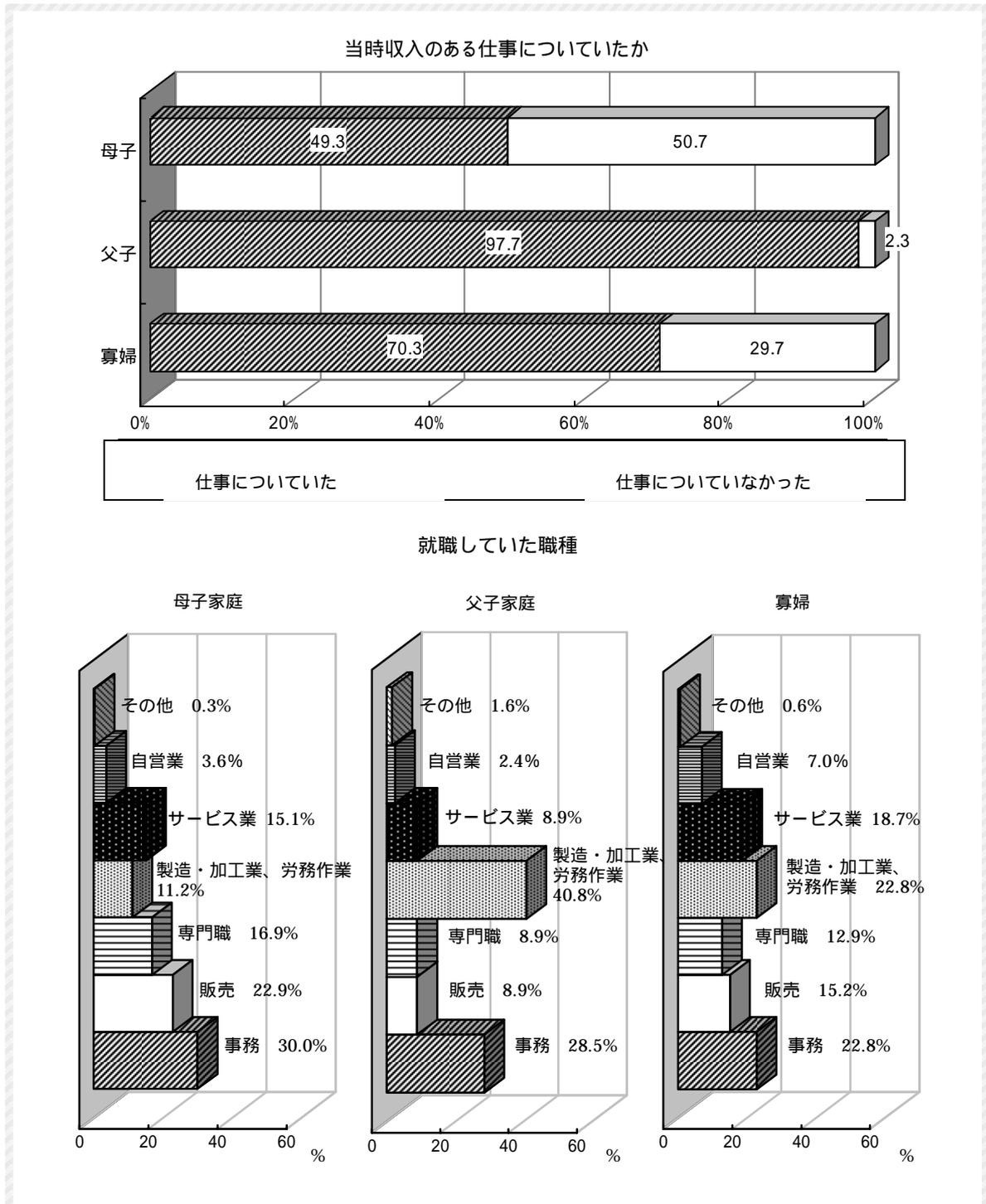
(1) 現在の就業の状況

実態調査時点での就業率は、母子家庭で84.3%、父子家庭で86.7%、寡婦で68.5%となっています。就業している職種は母子家庭では事務が多く(38.6%)、父子家庭では製造業等が多くなっています(44.5%)。



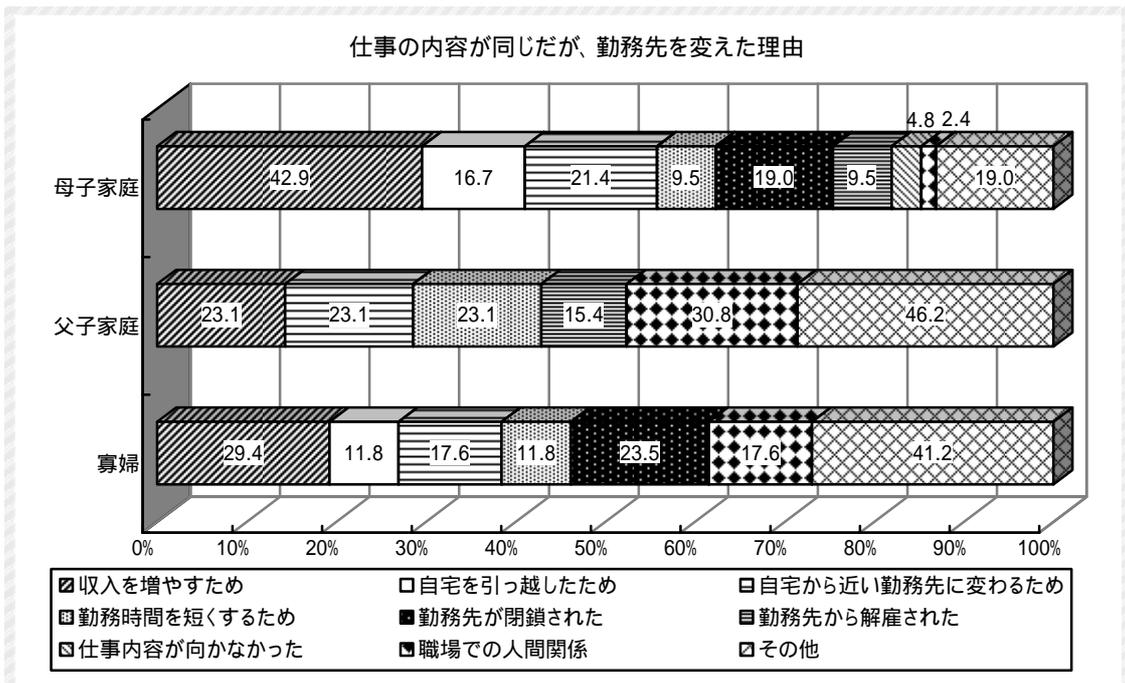
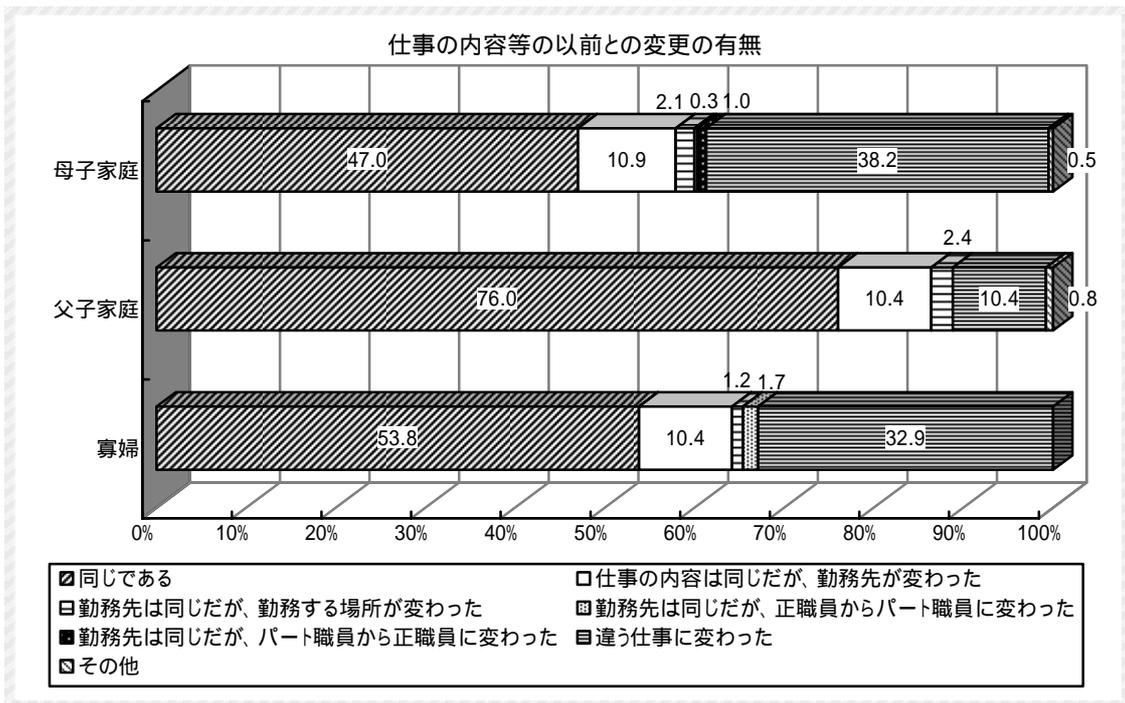
(2) 就業状況の変化

ひとり親家庭になった当時の就業率は母子家庭49.3%、父子家庭97.7%、寡婦70.3%となっており、現在の就業の状況と比較すると、母子家庭では大幅に上昇している一方、父子家庭、寡婦では低下しています。



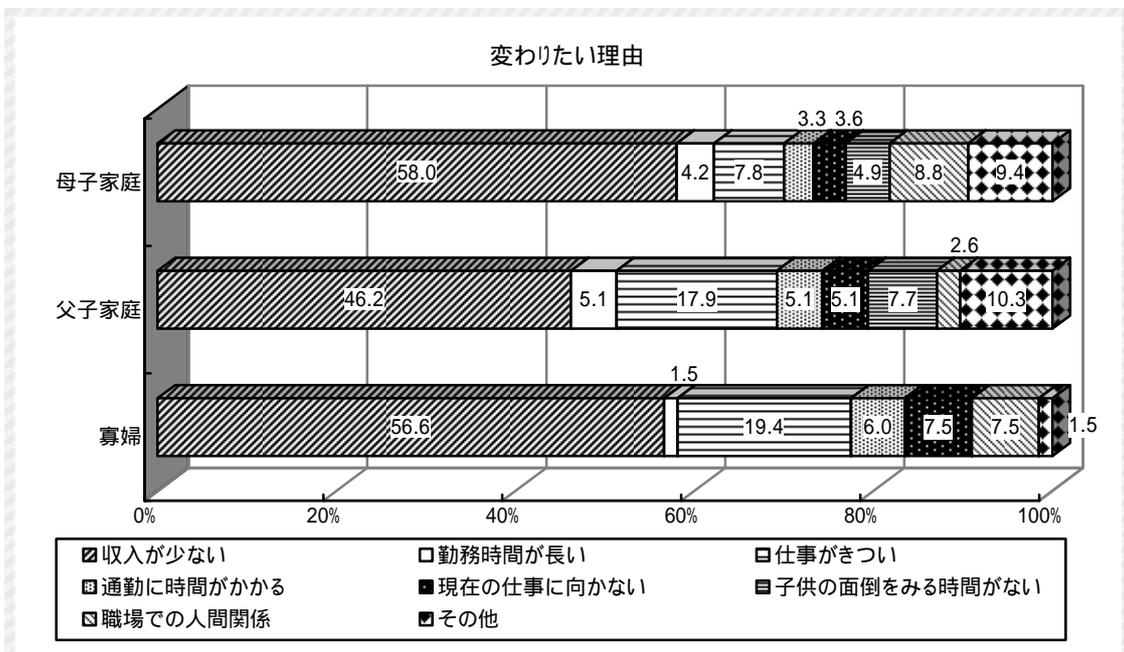
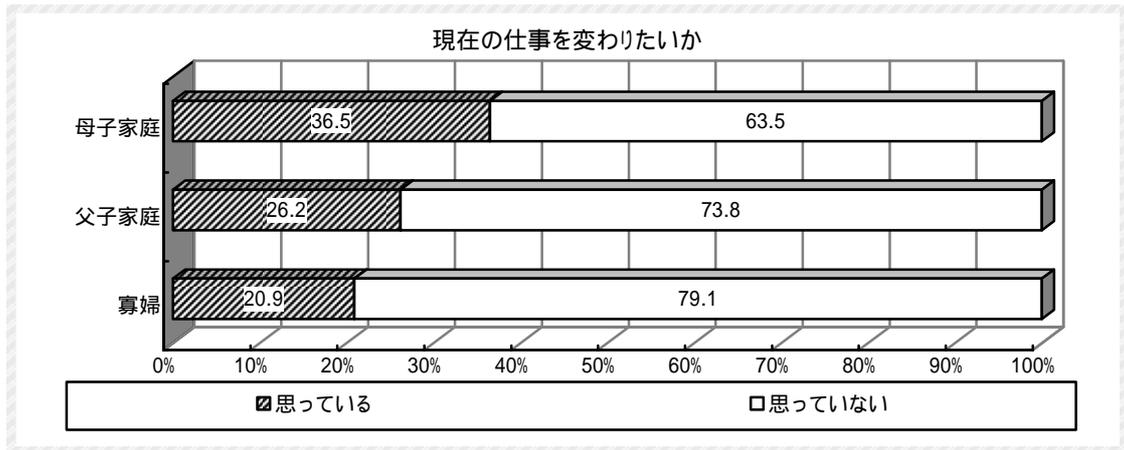
(3) ひとり親家庭になってから転職した者の割合

ひとり親家庭になってから転職した者の割合は、母子家庭では53%、父子家庭では24%と、母子家庭は父子家庭の倍以上の比率となっています。転職をした理由は、母子家庭では「収入を増やすため」が多い(42.9%)のに対して、父子家庭では「人間関係」が多くなっています(30.8%)。



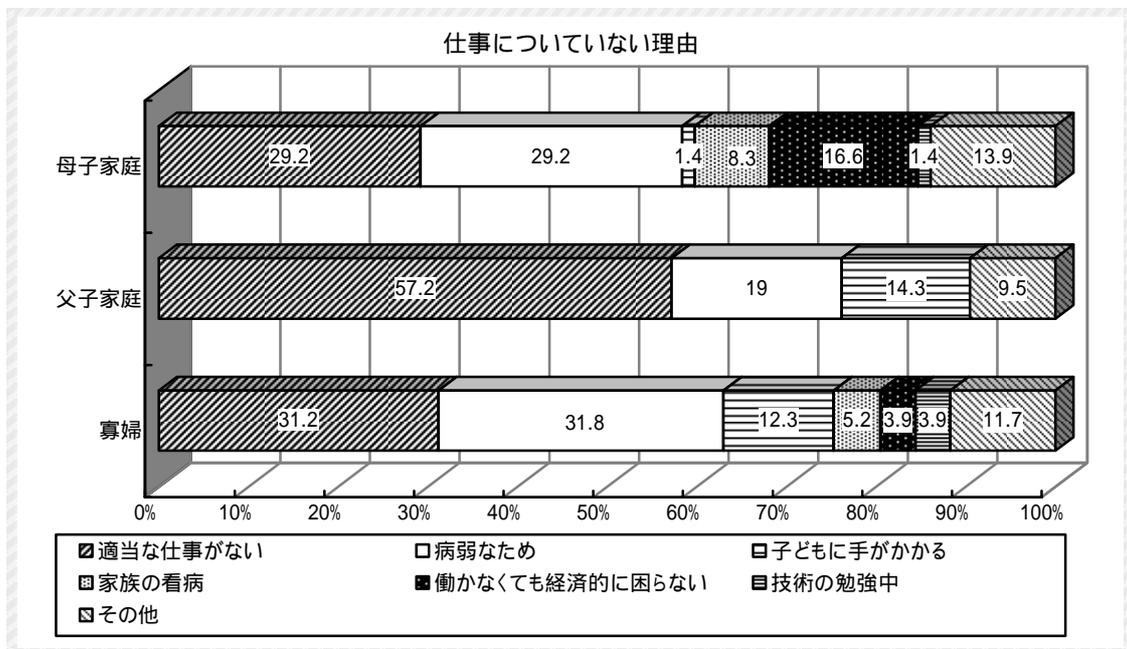
(4) 現在の転職の希望

転職の希望のある者の割合は、母子家庭で36.5%、父子家庭で26.2%、寡婦で20.9%となっています。転職を希望する理由は、すべての世帯で「収入が少ないこと」が最も多く、母子家庭で58.0%、父子家庭で46.2%、寡婦で56.6%となっています。また、転職希望のある者の約8割は実際の転職の予定がなく、転職できない理由はすべての家庭で「現在の仕事の都合」が最も多くなっています。



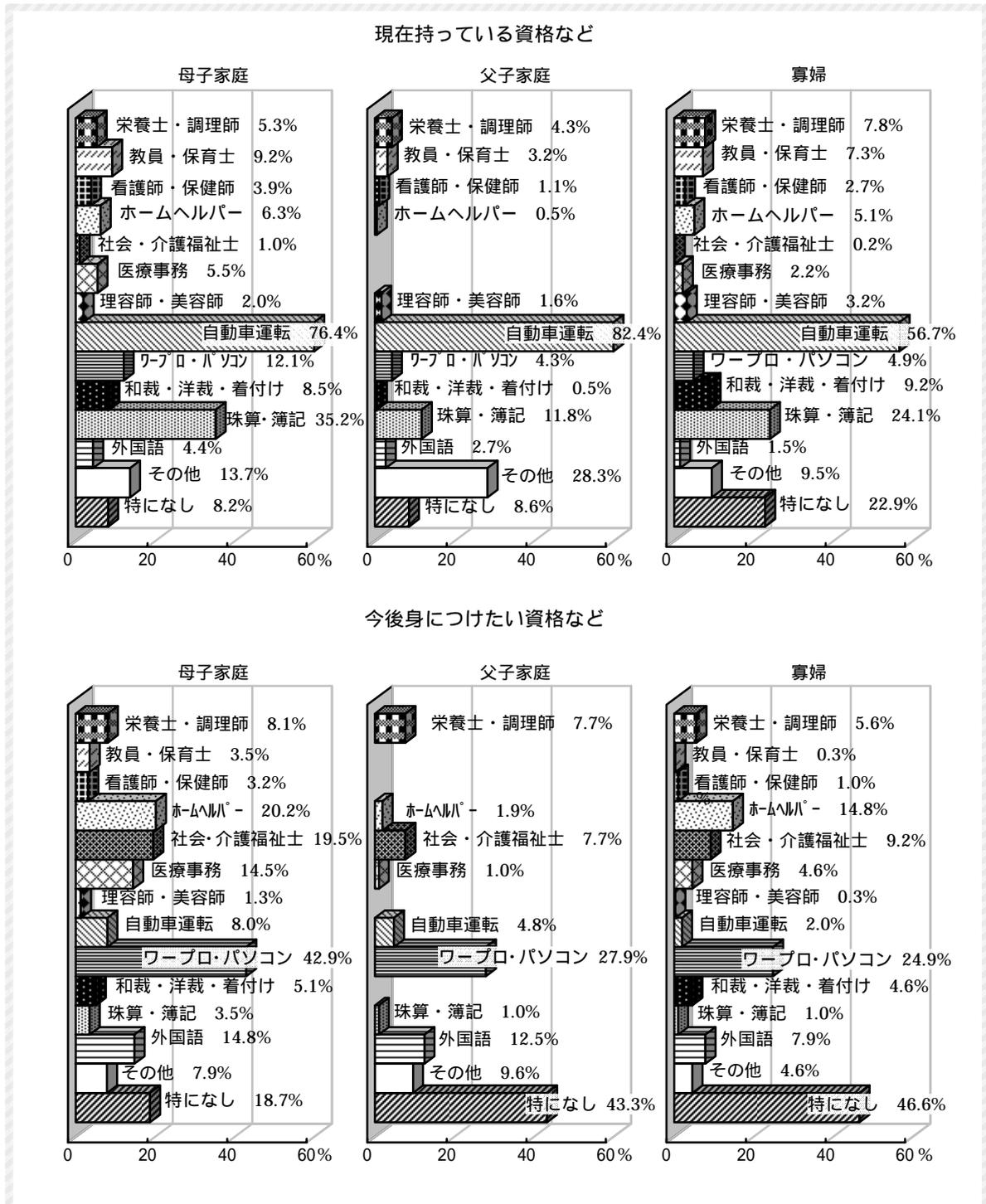
(5) 仕事についていない理由

現在、仕事についていない理由としては、いずれの家庭でも「適当な仕事がない」と「病弱なため」が多くなっていますが、母子家庭では「病弱なため」が29.2%、「適当な仕事がない」が29.2%、寡婦では、「適当な仕事がない」が31.2%「病弱なため」31.8%と、ふたつの理由がほとんど変わらないのに対して、父子家庭では「適当な仕事がない」が57.2%、「病弱なため」が19.0%となっています。現在、仕事についていない家庭の今後の就業の希望は、母子家庭で90.9%、父子家庭で100%と大変高くなっていますが、寡婦では59.6%と約6割にとどまっています。



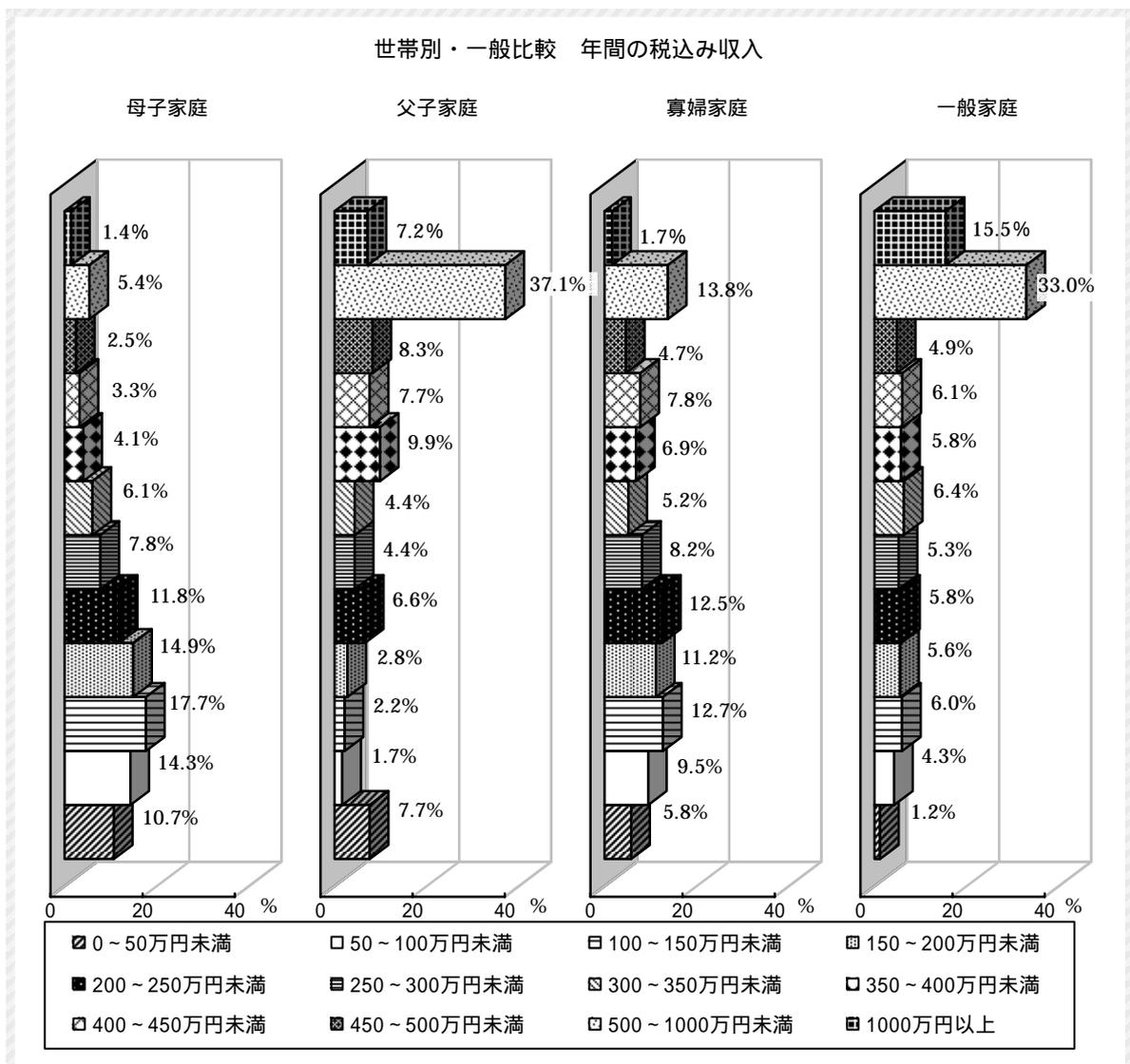
(6) 資格取得の希望

就職に有利な資格取得の希望については、母子家庭では、ワープロ・パソコン(42.9%)、ホームヘルパー(20.2%)、社会・介護福祉士(19.5%)、外国語(14.8%)、医療事務(14.5%)の順となっています。この順位は寡婦についても同様となっています。



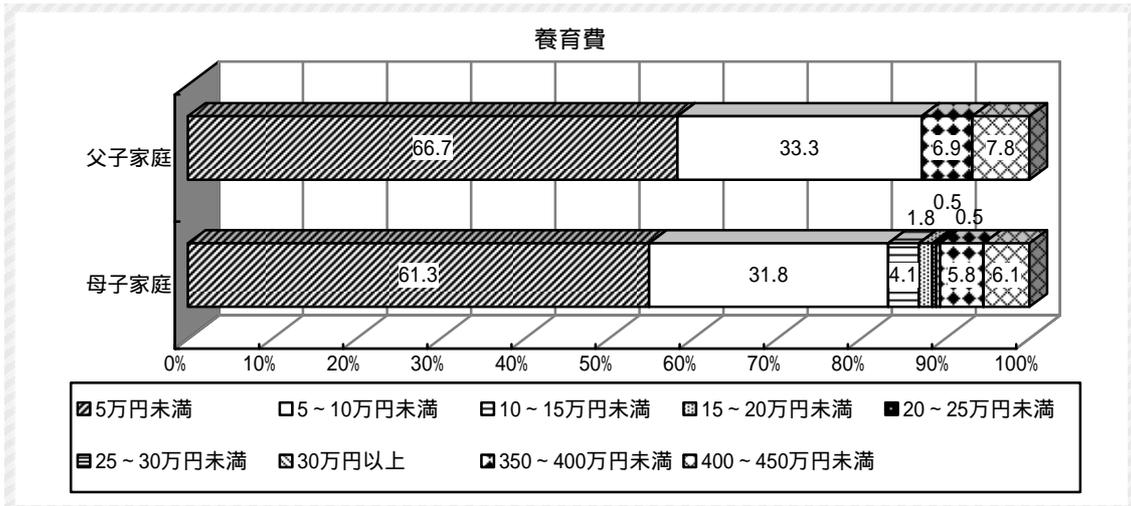
4 収入の状況

実態調査によるひとり親家庭の年間平均収入は、母子家庭で約225万円、父子家庭で約511万円、寡婦で約314万円となっています。これは平成14年国民生活基礎調査における一般家庭の平均年収約602万円と比較すると、母子家庭で37.4%、父子家庭で84.9%、寡婦で52.2%にとどまっていることとなります。また、前回調査による年間平均年収は、母子家庭で約239万円、父子家庭で約515万円、寡婦で約324万円となっており、すべての世帯で、前回調査と比較して年収が減少しています。



5 養育費の状況

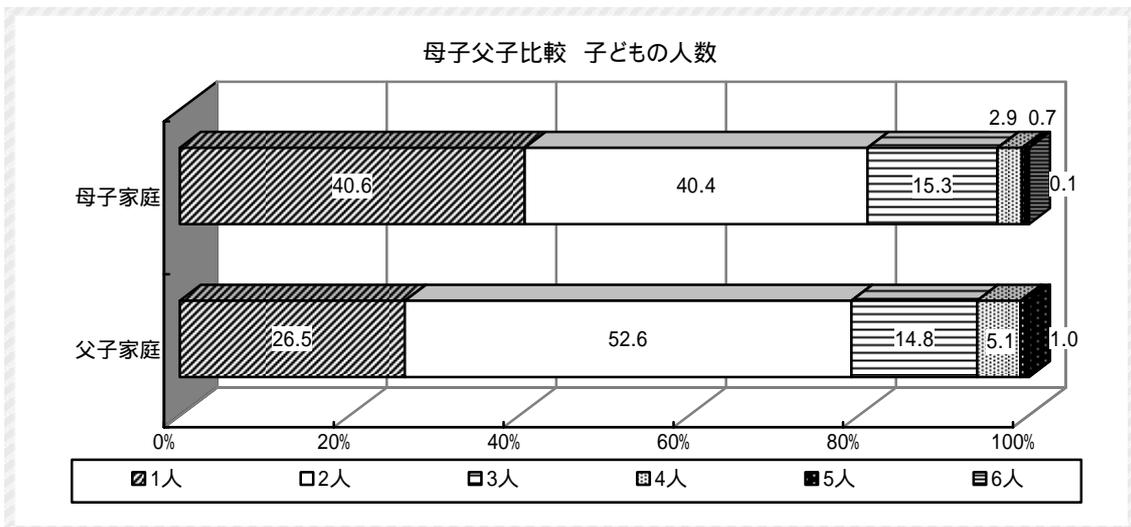
実態調査によると、養育費を受け取っている母子家庭の割合は21.3%となっており、その金額は月額5万円までが61.3%、10万円までが31.8%となっています。父子家庭で養育費を受け取っている割合は1.6%となっています。



6 子どもの状況

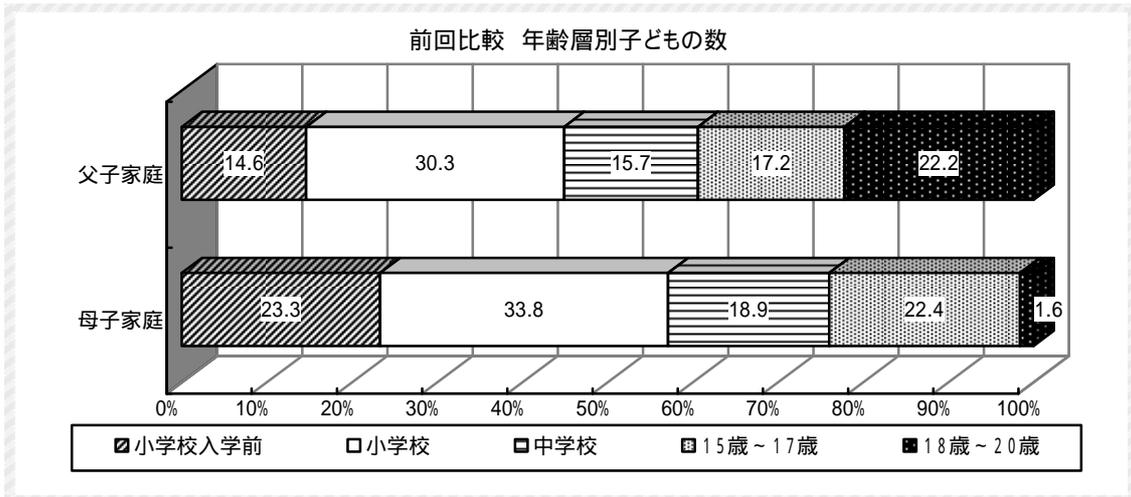
(1) 子どもの人数

実態調査によると、子どもの数の平均人数は、母子家庭では1.81人、父子家庭では2.01人となっています。



(2) 子どもの年齢

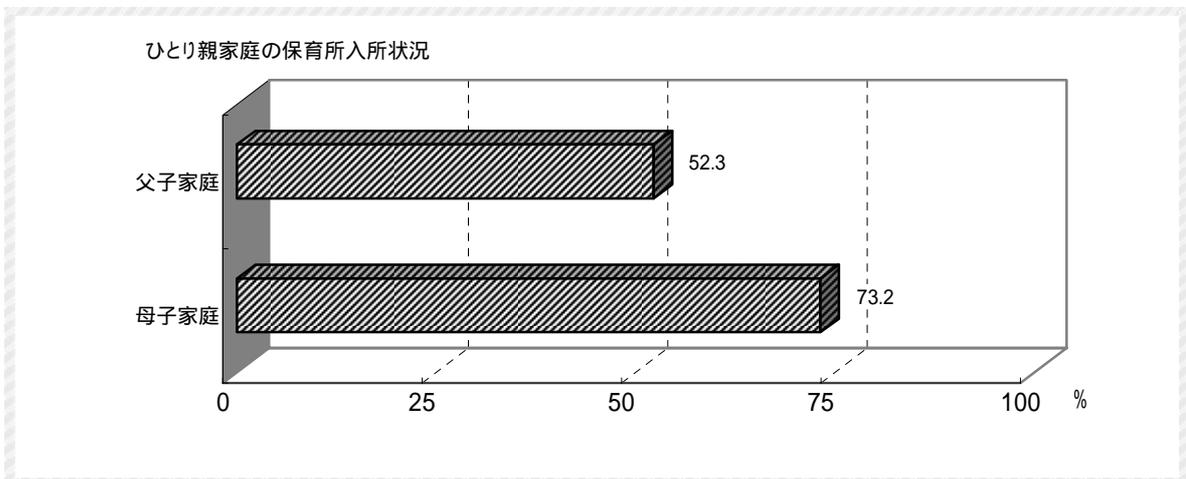
実態調査時点で、小学校以下の子どもがいる家庭の割合は、母子家庭では57.1%、父子家庭では44.9%となっており、母子家庭の方が子どもの年齢が低い傾向にあることがわかります。なお、前回調査の小学校以下の子どもがいる家庭の割合は母子家庭で50.5%、父子世帯で39.0%となっており、子どもの低年齢化が進んでいると言えます。



(3) 保育の状況（保育所待機児童調査より）

小学校入学前の子どもは、母子家庭では73.2%、父子家庭では52.3%が保育所に入所しています。

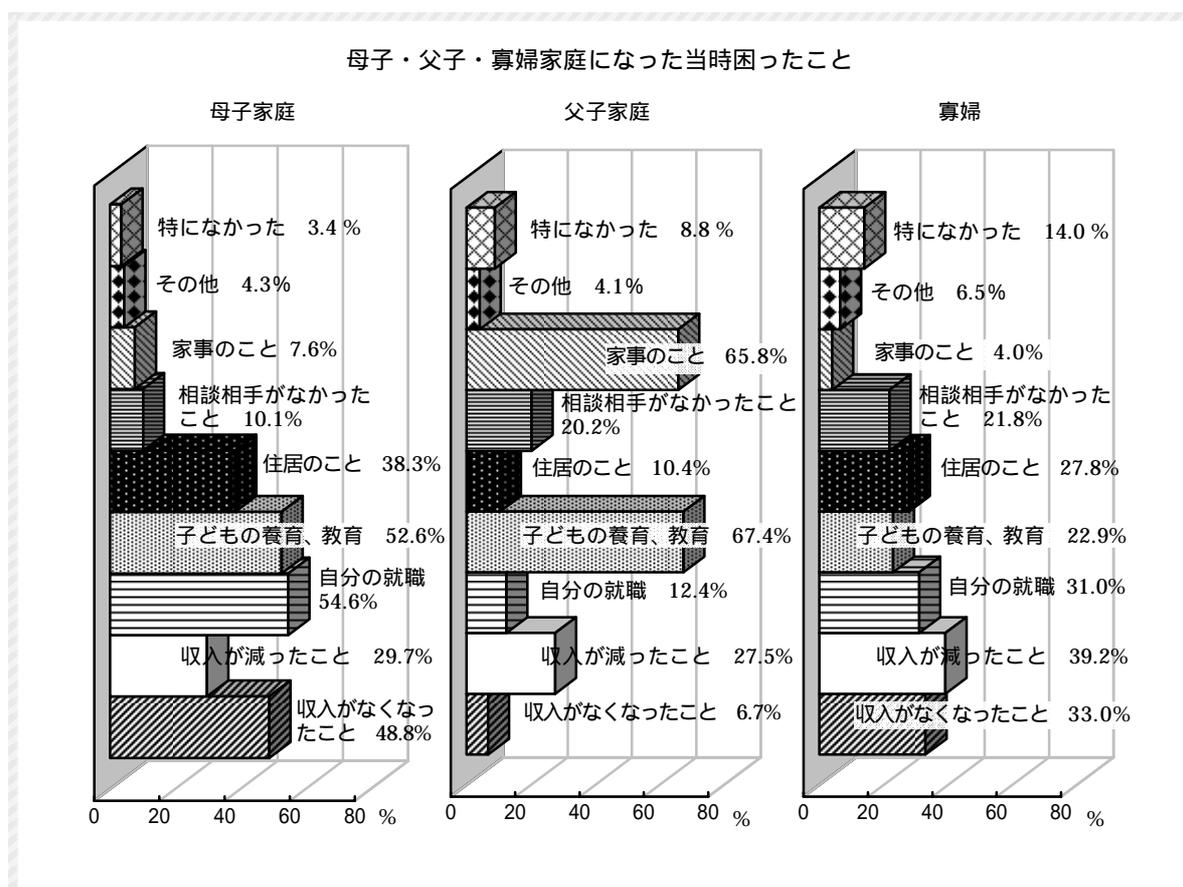
また、名古屋市保育所待機児童数調査によると、平成16年4月1日現在のひとり親家庭の保育所入所待機数は26名で、平成15年と比較すると21名減少しています。待機児童の年齢別の内訳は0歳1名、1歳11名、2歳12名、3歳2名となっています。



7 悩みなど

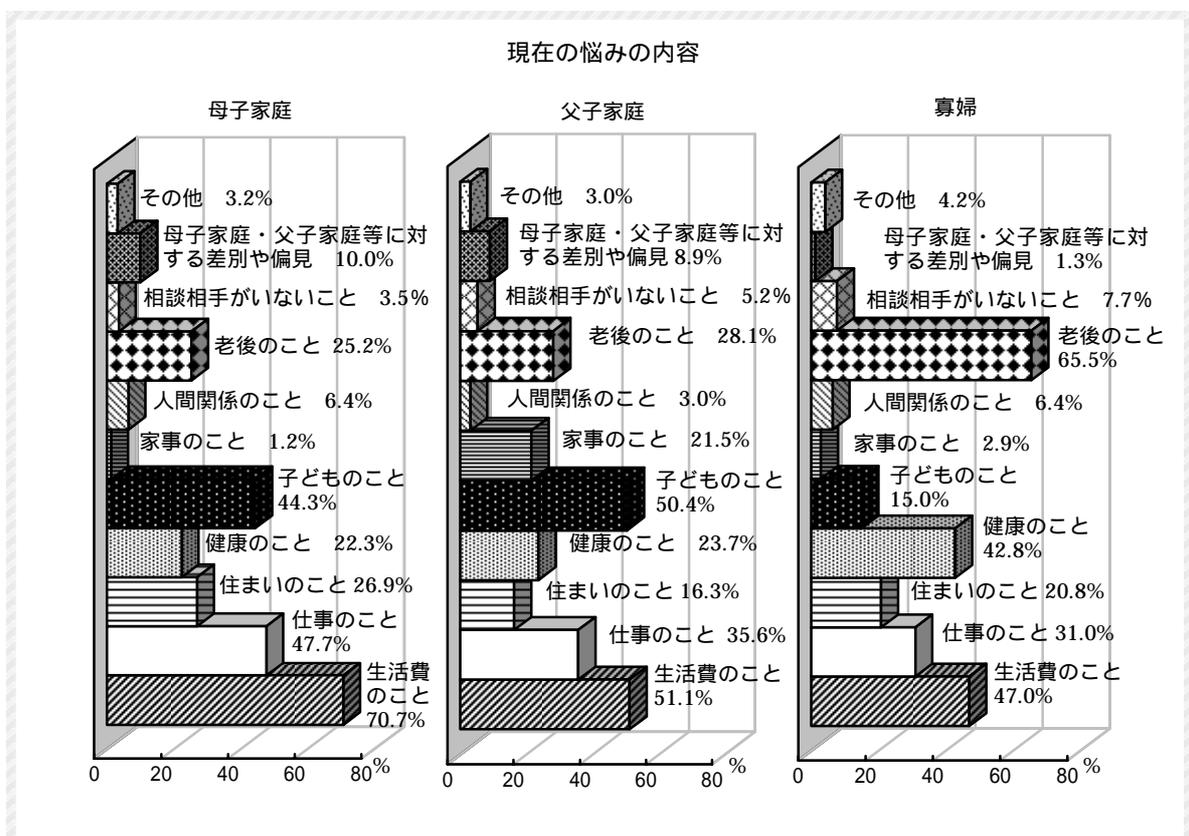
(1) ひとり親家庭になった当時の悩み

実態調査によると、「ひとり親家庭となった当時困ったこと」は、母子家庭では、「自分の就職」(54.6%)、「子どもの養育・教育」(52.6%)、「収入がなくなったこと」(48.8%)が多く、父子家庭では、「子どもの養育・教育」(67.4%)、「家事のこと」(65.8%)が多く、父子家庭では、「子どもの養育・教育」(67.4%)、「家事のこと」(65.8%)が多くなっています。母子家庭ではこれ以外にも困ったこととする割合が高いですが、父子家庭はこれ以外の割合はかなり低くなります。



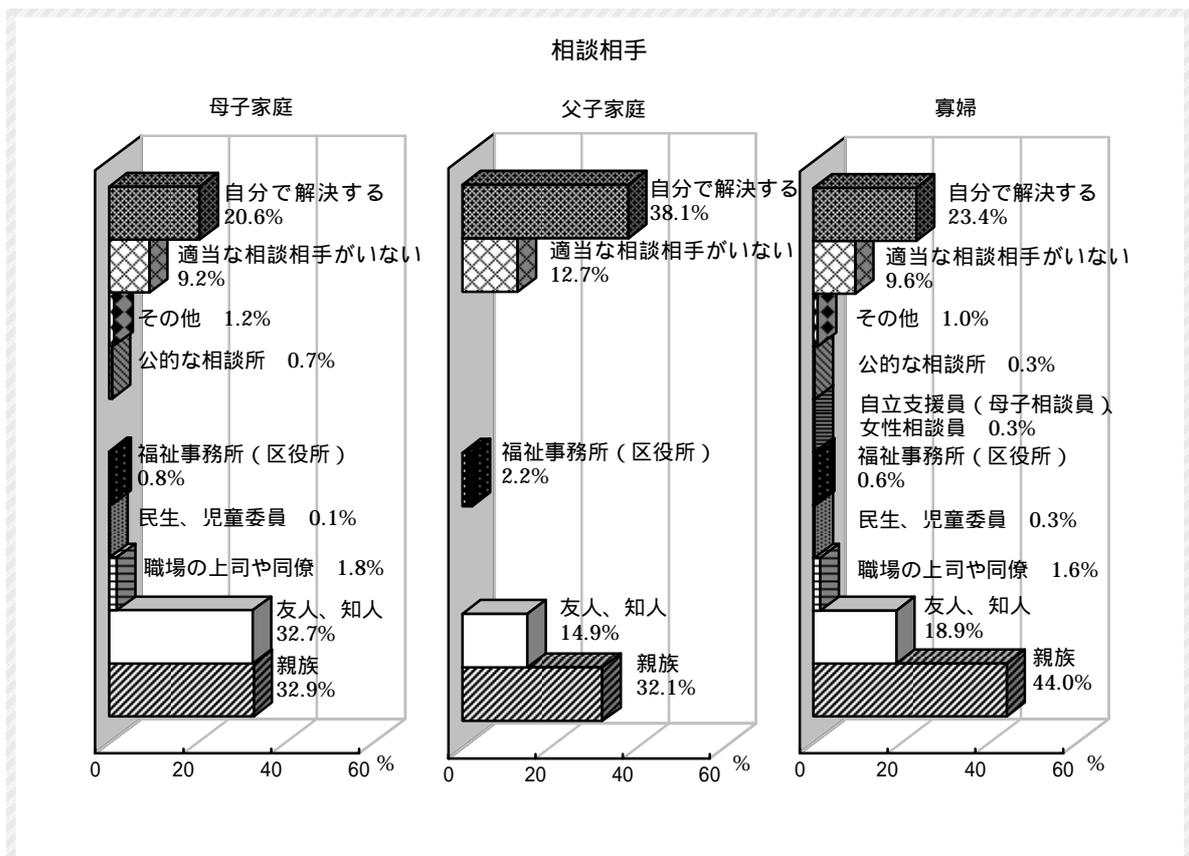
(2) 現在の悩み

実態調査によると、「現在、困っていることがある」と回答した者の割合は、母子家庭で83.7%、父子家庭で71.1%、寡婦で67.4%となっています。困っている内容は、上位3項目について見てみると、母子家庭では「生活費のこと」、「仕事のこと」、「子どものこと」の順になっています。父子家庭についても項目は同じですが、順番が「生活費」、「子どものこと」、「仕事のこと」の順になっています。寡婦については、「老後のこと」、「生活費のこと」、「健康のこと」の順になっており、「生活費のこと」を除くと母子家庭等とは異なる傾向が見られます。「生活費のこと」はすべての家庭で上位になっていますが、父子家庭が51.1%、寡婦が47.0%であるのに対して母子家庭では70.7%と、母子家庭においては生活費の悩みが特に多くなっています。また、「子どものこと」は母子家庭、父子家庭で共通していますが、母子家庭では44.3%、父子家庭で50.4%となっており、父子家庭は母子家庭と比較して「子どもの悩み」の比率が高くなっています。「子どもの悩み」の内容としては母子家庭、父子家庭ともほぼ共通しており、「教育・進学」、「しつけ」、「病気」、「育児」、「就職」の順になっています。上位3項目以外では、「家事のこと」については母子家庭が1.2%、寡婦が2.9%であるのに対し、父子家庭は21.5%とたいへん高い比率になっています。



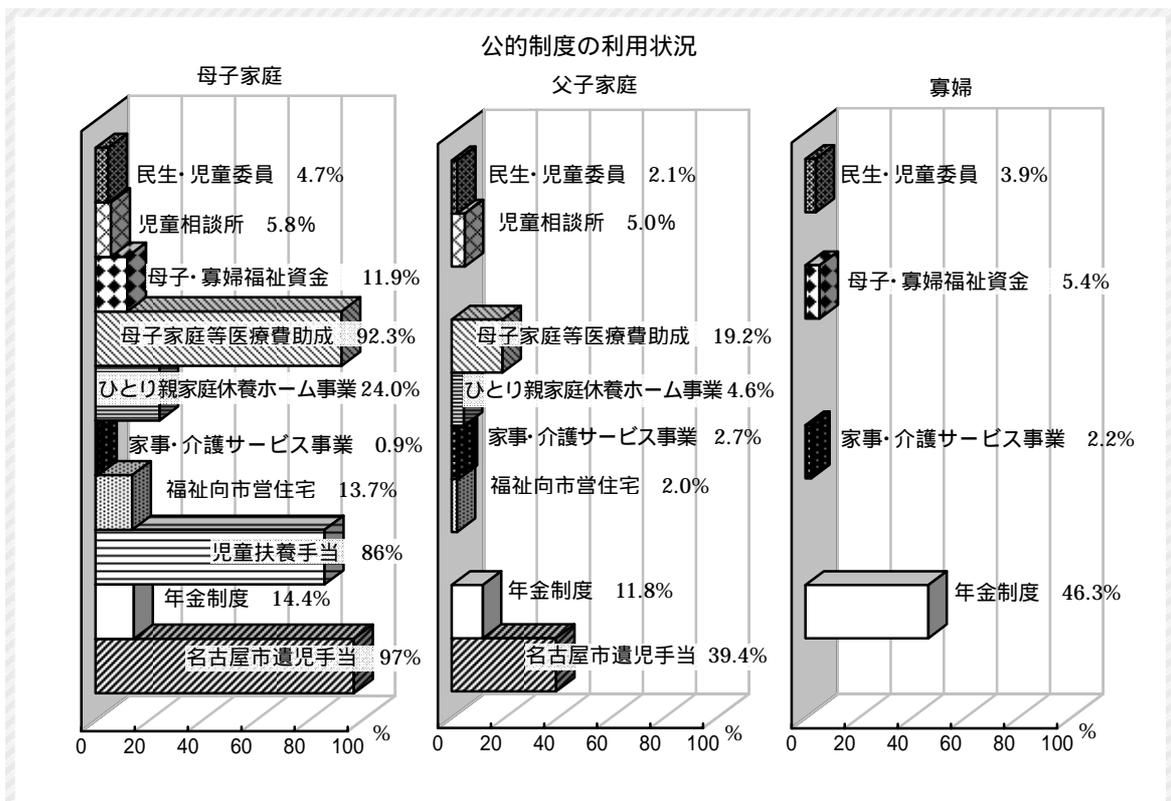
(3) 相談相手

悩みの相談相手については、母子家庭では「親族」32.9%、「友人・知人」32.7%と多くっており、「自分で解決する」も20.6%いました。父子家庭では、「自分で解決する。」が38.1%で最も多く、相談相手としては「親族」32.1%、「友人・知人」14.9%と母子家庭と同じ順になっています。また、「適当な相談相手がない」も12.7%おり、母子家庭、寡婦に比較して高くなっています。寡婦についても、相談相手としては「親族」44.0%、「友人・知人」18.9%となっており、「自分で解決する」は23.4%となっています。希望する相談事業としては、母子家庭と寡婦は「就職に関する相談事業」(母子家庭56.3%、寡婦64.1%)「生活に関する相談事業」(母子47.0%、寡婦61.2%)が高くなっており、父子家庭では「生活に関する相談事業」61.0%、「子育てに関する相談事業」37.8%が高くなっています。



(4) 公的制度の利用状況

公的制度の利用状況は、母子家庭については、「児童扶養手当」、「名古屋市遺児手当」、「医療費助成」等は利用資格のある世帯には100%近く利用されていますが、「福祉貸付資金」は11.9%、「家事介護サービス事業」は0.9%、「ひとり親家庭休養ホーム事業」は24.0%と利用率の低い事業が一部あり、利用していない理由として「知らなかった」と回答した割合が、「福祉貸付資金」で30.6%、「家事介護サービス」で52.0%、「ひとり親家庭休養ホーム事業」で33.3%となっています。父子家庭については母子家庭に比較すると全体的に事業の利用状況は低くなっており、「名古屋市遺児手当」で39.4%、「医療費助成」で19.2%であり、他は10%以下の低い利用状況となっています。利用していない理由として「知らなかった」と回答した割合も「名古屋市遺児手当」で39.4%、「家事介護サービス事業」で65.8%、「ひとり親家庭休養ホーム事業」70.4%と、母子家庭に比較すると高い割合となったものが見られました。



ひとり親家庭の現状は、以上のように、母子家庭、父子家庭、寡婦とそれぞれの特性によって異なった傾向があると言えます。この計画では、このような家庭ごとの現状を踏まえて、各家庭に対する施策の必要性を分析し、事業の方向性を定めていきます。

この章の資料については、特に断ったものを除き、「平成15年度ひとり親世帯等実態調査」から引用しております。）

第3章 施策の方向性

1 ひとり親家庭等施策の必要性

(1) 家庭の機能と役割

家庭には様々な「機能」があります。夫婦が協力しあいながら色々な「役割」を分担することにより、家庭の機能が果たされ、家庭全体が円滑に運営されていきます。(例えば、「収入を得る。」という機能を果たすために、「仕事をする。」という役割があります。)

子育て中の家庭の機能として、主に「生計(収入を得る)」、「家事」、「子育て」、「看護」、「安定」などがあり、これらの機能が果たせるよう父親と母親で役割を分担しています。分担の方法は家庭によって異なり、すべてを均等に分け合って協力している家庭もあれば、機能ごとに役割分担の仕方が違う家庭もあります。この協力や分担がうまく行なわれ、家庭が円滑に運営されることによって子どもが健やかに育つ環境が整うこととなります。

(2) ひとり親家庭の「機能の低下」と「負担の発生」

ひとり親家庭になることによって、今まで、主として自分が分担していた役割の面では、家庭の機能が低下してしまう場合があります。例えば、父親が生計の機能の役割を主として分担していた家庭の場合、「生計の機能」が低下し、収入が減ってしまうことがあります。また、家庭の機能を維持するために、いままでふたりで分担していた役割をひとりで担わなければならなくなりますので、新たな負担が発生することになります。この結果、ひとり親家庭となった場合には、生活の様々な面で大きな困難に直面することになります。

(3) ひとり親家庭等施策の必要性

ひとり親家庭向けの施策としては、このような、ひとり親家庭になったことによって、『低下した家庭機能』の回復を援助したり、負担を軽減したりすることにより、家庭全体が円滑に運営されるよう支援し、子どもが健やかに育つ環境を整えていく施策が必要です。

(4) 家庭ごとの施策の必要性

ひとり親になったことによって発生する負担や家庭機能の低下は質的(機能の低下する分野など)にも、量的(機能の低下する程度)にも、母子家庭と父子家庭とでは大きく異なります。このため、求められる施策も異なるため、母子家庭、父子家庭のそれぞれの必要性に応じた施策の展開

が必要となります。また、寡婦については、子育てに関連する施策を除いて、母子家庭の母に準じた施策が必要です。

母子家庭に対する施策の必要性

実態調査によると、母子家庭となったとき、50.7%の人は就労をしていませんでした。これは、一般の家庭において、「生計」の機能（役割）は、主として父親が分担していることが多いためと考えられます。母子家庭の平均年収は一般家庭の平均年収の37.4%、父子家庭の平均年収の44.0%にとどまっているのも、このような理由により、婚姻や出産により就業が中断することが多いため、安定した収入を得る職業につき難いなどの理由と推測できます。また、「ひとり親家庭になって困ったこと」として、「収入がなくなったこと」、「自分の就職」の割合が高く、「現在の悩み」についても父子家庭に比較して「生活費」の悩みが多くなっています。このようなことから、母子家庭を支援する施策としては、特に「生計」の機能（役割）を支援する施策や「生計」の機能（役割）と「子育て」の機能（役割）を両立できるような支援に重点を置いていく必要があると思われます。

父子家庭に対する施策の必要性

実態調査によると、父子家庭の平均年収は一般家庭と比較すれば低いものの、母子家庭と比較すれば2倍以上となっています。これは、一般の家庭において父親が「生計」の機能（役割）を分担することが多く、就業の中断がないためではないかと推測できます。一方、「ひとり親家庭になって困ったこと」で「子どもの養育・教育」、「家事のこと」の割合が多く、「現在の悩み」において「子ども」、「家事」の割合が相対的に高くなっています。これらのことから、父子家庭においては「子育て」、「家事」の機能（役割）が低下する傾向があると考えます。従って、父子家庭を支援する施策としては、特に「子育て」、「家事」の機能（役割）を支援する施策に重点を置いていく必要があると思われます。

ひとり親家庭に必要とされる施策には、おおまかに考えて、以上のような傾向がありますので、それぞれの家庭の特徴に応じて、(3)に述べたような施策を行っていくことが重要です。

また、各家庭が抱えている問題は、家庭の状況によって異なり、また、それぞれの問題は単純ではなく、様々な困難が複雑に重なりあっているとされますので、きめ細やかな支援施策を用意し、各家庭の状況に応じて

活用できるよう支援していくことが重要です。さらに、各家庭が自立に向けて施策を有効に利用することができるよう、自立に向けた努力をサポートし、精神的負担を軽減できるよう相談機能を強化し、情報提供を充実するなど総合的に支援していく必要があります。

2 施策の方針

(1) 基本方針

各家庭の低下した機能の回復を促し、自立を促進するために、各家庭の必要性に応じた総合的な自立支援施策を行なっていきます。

(2) 事業展開にあたっての視点

低下した家庭の機能を補う『機能補完型事業』と、各家庭の負担を軽減し、低下した機能が回復できるよう援助していく『機能回復援助型事業』を効果的に実施していくことを目指します。なお、事業を安定的・効果的に実施していくために、以下の視点による施策展開を行います。

回復援助型事業の重視

長期的な視点に立ち、ひとり親家庭等の自立を支援していく回復援助型事業に重点を置きます。

目的限定型事業の重視

より施策効果を高めるために、目的を限定して費用を投入する『目的限定型事業』に重点を置きます。

国庫補助事業の積極的实施

国庫補助事業などの財源が確保できる事業を積極的に実施していきます。

関係機関等の連携など

施策をより効果的に実施するために、実施にあたっては関係機関等との連携やノウハウの活用を積極的に進めます。

ア 労働行政との連携

就業支援施策においては、公共職業安定所など労働行政の専門機関との連携がたいへん重要になります。福祉行政が担う自立支援と労働行政を有機的に連携させ、事業の効果を高められるよう積極的に連携をはかります。

イ 名古屋市の他施策との連携

ひとり親家庭の抱える課題は、ひとり親家庭の独自の問題に起因するものもありますが、子育てを行うすべての家庭に共通の課題も少なくありません。「就業支援施策」、「子育て支援施策」、「男女平等参画社会推進施策」など、共通の課題を有する施策については、担当部署と連携をはかり施策の効果的な実施を目指します。

ウ 民間機関の活用

事業をより効率的に行うために、事業のノウハウを有する民間企業等を積極的に活用していきます。

3 施策の内容

「施策の必要性」を踏まえ、「施策の方針」の考え方にに基づき、家庭機能低下の回復を支援し負担を軽減するための5つの柱の事業を実施し、自立に向けての努力をサポートする相談・情報提供の充実に努めます。実施にあたっては、各事業が、より効果的に実施できるよう関係機関の連携による推進体制づくりに努めます。

(1) 低下した家庭機能の回復を援助し、負担を軽減する5つの施策

就業支援（生計機能の支援）

母子家庭の母または寡婦が、就業によって安定した収入を得ることができるよう支援します。（例「就業支援講習会」）

子育て支援（子育て機能の支援）

母子家庭、父子家庭の子育ての負担を軽減し、子育てと就業の両立を支援します。（例「保育所優先入所」）

生活支援（生計機能、家事機能の支援）

家庭の生活の場の確保（例「福祉向け住宅募集」）や家事など生活面の負担の軽減（例「家事介護サービス」）、生活に要する費用の軽減（例「医療費助成」）等を支援します。

経済的支援（生計機能の支援）

母子家庭、寡婦の経済状況の安定と自立を支援します。（例「児童扶養手当」）

養育費取得支援（生計機能の支援）

母子家庭及び父子家庭の子どもが、現に児童を監護していない親から養育費を取得できるよう支援します。（例「相談事業」）

（２） 自立に向けた努力を支え、精神的負担を軽減する相談体制等の充実
相談機能の充実（施策有効活用の支援）

各家庭の状況や必要性に応じて様々な施策を有効に活用し、また、心理的負担の軽減を目的として相談機能の充実をはかります。

情報提供の充実（施策有効活用の支援）

各家庭が必要に応じて施策の情報を得て、有効に活用することができるよう、施策の認知度を高めるための情報提供を充実します。

第4章 施策の展開

1 就業支援の施策

(1) 基本的な考え方

「生計」の機能を支援する施策の中心として就業支援施策を位置付けます。就業支援を必要とする方が、それぞれの職歴、職業能力、自らの希望などの状況に応じて必要な事業を利用することによって、より安定的な就業ができ、安定した収入を得られるよう支援を行っていきます。

(2) 施策の内容

総合的な就業支援の実施（対象 母子 寡婦）

母子家庭の母等の雇用を促進するためには、本人の能力開発、企業等における雇用の拡大、求職者と求人の適切なマッチング等が効果的に行われる必要があります。これらの施策について、多様なメニューを総合的に展開することにより、就業実績につながる支援施策を目指します。また、これらの事業の展開にあたっては、母子福祉団体を積極的に活用するほか、ハローワーク等労働関係機関との連携に努めます。

より良い就業に向けた職業能力開発のための支援

より安定した就業を促進するために不可欠な職業能力の向上等を目的とした施策として以下の施策を実施します。

ア 就業支援講習会等の実施（対象 母子 寡婦）

就業に必要な能力の向上・就職活動を効果的に行うための知識等を身に付けるセミナーや就業に有利な資格や技術の習得を支援するための講習会などを実施します。

イ 自立支援教育訓練給付金の給付（対象 母子）

就業に有利な資格等を身につけるための講座受講料の一部を補助します。

ウ 高等技能訓練促進費の給付（対象 母子）

就業に直結する資格を取得するために2年以上就学する場合に、就学期間の最後の3分の1の期間について、生活費の一部を給付します。

エ 就業相談の実施（対象 母子 寡婦）

それぞれの職歴、職業適性、家庭の状況、職業の希望等に応じて、効率的に職業能力の向上をはかり安定的就業につながるよう就業相談を行います。

所得の増大に結びつく就業機会創出のための支援

より安定した就業を促進するためには、就業する側の職業能力開発が重要であると同時に、就業先の拡大が重要となります。就業機会創出を目的とした施策として、以下の施策を行います。

ア 母子家庭の母等の雇用に関する啓発活動等の実施

（対象 母子 寡婦）

就業と育児の両立を推進するためには、企業の職場環境づくりへの取り組みが不可欠との視点から啓発活動に取り組むとともに、母子家庭等が厳しい雇用状況にあること、名古屋市就業支援事業利用状況などを一般事業主に周知し、母子家庭の雇用促進に配慮されるよう求めていきます。

イ 企業等の雇用ニーズの把握等と求人開拓活動の実施

（対象 母子 寡婦）

母子家庭の母の採用に対する企業の考え方、求める人材の状況等雇用ニーズの把握を行うとともに、母子家庭の母の就業増大につながる就業支援事業について検討します。また、職業紹介事業実施に向けて、求人の開拓を行います。

ウ 常用雇用転換奨励金の給付（対象 母子）

新規に母子家庭の母をパートで雇用し、OJT（職場内訓練）を実施後に常用雇用に転換した事業主に奨励金を支給します。

求人情報と求職者を結びつけるための支援（対象 母子 寡婦）

と を効果的に結びつけ、求人と求職のミスマッチを解消し、より多くの方が安定的就業を果たせるように以下の施策を行います。

ア 母子家庭の母の状況に応じた職業紹介事業の実施

（対象 母子 寡婦）

母子家庭の母等に対する求人開拓活動（ のイ ）によって得た求人情報をもとに、母子家庭の母等の状況に応じた職業紹介を行います。

イ ハローワーク等と連携しての求人情報の提供

(対象 母子 寡婦)

職業紹介事業の求職希望登録者等に対して、ハローワーク、福祉人材センター等と連携して求人情報の提供を行います。

ウ 名古屋市職員の求人情報の提供(対象 母子 寡婦)

職業紹介事業に対して、名古屋市職員の求人情報を提供するとともに、嘱託や臨時の職についても必要のつど、同様の配慮をします。

2 子育て支援の施策

(1) 基本的な考え方

ひとり親で子育てを行うことの負担の軽減、子育てと就業の両立の支援等を目的として、子育てを支援する施策を行います。この施策は、ひとり親家庭に対する施策にとどまるものではなく、広く子育てをしている家庭を支援する施策との整合性に配慮しながら、進めていきます。

(2) 施策の内容

ひとり親家庭の子どもの保育所優先入所の実施

(対象 母子 父子)

未就学児のいる家庭の就労または求職活動を支援するため、保育所入所選考時の優先度を高めます。

多様な保育サービスの実施(対象 母子 父子)

就業と子育ての両立、子育ての負担感の軽減などを目的として延長保育、一時保育、病後児保育等多様な保育サービスを推進します。

就学援助の実施(対象 母子 父子)

一定の条件を満たす家庭に就学に必要な費用の一部を補助します。

休養ホーム事業の実施(対象 母子 父子)

親子でレクリエーションを楽しむことができるよう、指定の宿泊施設または日帰り娯楽施設の費用の一部を補助します。

利用しやすいのびのび子育てサポート事業の推進

(対象 母子 父子)

保育サービスを補完する制度として、のびのび子育てサポート事業

を位置付け、ひとり親家庭の利用料の減免やひとり親家庭の利用相談や利用増に対応できる体制の拡充をします。

留守家庭児童健全育成事業の推進（対象 母子 父子）
小学生のいる家庭の就業を支援するための、留守家庭児童健全育成事業の充実をはかります。

子どもの短期入所生活援助事業の実施（対象 母子 父子）
病気、出張、冠婚葬祭等の理由で家庭での子育てが一時的に困難になったときに、児童養護施設等で子どもを預かります。

3 生活支援の施策

（１）基本的な考え方

「生計」機能または「家事」機能を支援する施策として、家庭の生活の場の確保、家事など生活面の負担の軽減、生活に要する費用の軽減等の観点から、生活の色々な側面を支援する施策を行います。

（２）施策の内容

ひとり親家庭等家事介護サービス事業の実施

（対象 母子 父子 寡婦）

炊事、掃除、洗濯等家事や介護で困っている家庭に、家庭生活支援員を派遣します。

ひとり親家庭等医療費助成の実施（対象 母子 父子）

一定の条件を満たした家庭の医療費を助成します。

上下水道料金減免の実施（対象 母子）

一定の条件を満たした家庭の上下水道料金を減免します。

福祉向け市営住宅募集の実施（対象 母子 父子）

市営住宅の募集について、一般募集とは別にひとり親家庭向けの募集を行います。

母子生活支援施設の運営（対象 母子）

母子生活支援施設において、生活のさまざまな面の相談、指導等の支援を行うことにより、早期自立がはかれるよう支援します。

4 経済的支援の施策

(1) 基本的な考え方

「生計」機能を支援する就業支援を補完する施策として、就業による自立が困難な家庭やひとり親家庭となった当初で生活が不安定な家庭を主な対象として、生活の安定と自立、子どもの健全育成の支援を目的として経済的支援を行います。

(2) 施策の内容

児童扶養手当の支給（対象 母子）

安定的収入を得ることが困難な母子家庭に所得の額に応じて手当を支給することにより、生活の安定を支援します。

名古屋市遺児手当の支給（対象 母子 父子）

ひとり親家庭の子どもの健全育成と福祉の増進を目的として手当を支給します。

母子寡婦福祉資金の貸し付け（対象 母子 寡婦）

生活の安定と向上を目的として生活資金、技能習得資金、修学資金などを無利子または低利で貸し付けます。

5 養育費取得支援の施策

(1) 基本的な考え方

子どもの幸せのために、子どもを監護していない親が子どもに対する扶養義務の履行として養育費を支払うべきという観点から、また、養育費の取得は子どもの権利であるという観点から養育費取得のための支援を行います。

(2) 施策の内容

専門家による相談事業の実施

養育費の取得について弁護士による相談事業を行います。

養育費についての啓発の実施

養育費の支払いは子どもの親として当然の責務であること等を啓発していきます。

6 相談機能の充実

(1) 基本的な考え方

ひとり親家庭等になったことによる心理的な負担感を軽減し、その家庭に必要な施策を効果的に活用することによりできる限り速やかな自立ができるよう支援することを目的として、区役所における相談機能を強化し、また、さまざまな相談事業を実施します。

(2) 施策の内容

母子自立支援員による相談体制の充実(対象 母子 寡婦)
施策の窓口である区役所において総合的な相談に応じられるよう、母子自立支援員を中心とした相談体制の充実をはかります。

各種相談事業の実施(対象 母子 一部父子 寡婦)
職業紹介事業と連携した就業相談(再掲)、弁護士による法律相談(再掲)、女性を対象とした相談、母子福祉団体における電話相談等相談事業の充実をはかります。

7 情報提供の充実

(1) 基本的な考え方

自立をはかるために必要な施策の情報が、必要な家庭に効果的に届くよう広報や情報提供の充実をはかります。また、関連施策の情報も含めてできるだけ幅広く情報を提供できるよう関係機関等との連携に努めます。

(2) 施策の内容

広報・情報提供の充実(対象 母子 父子 寡婦)
広報なごや、名古屋市ホームページなど情報提供媒体を有効に活用した情報提供に努めます。

手当受給者への情報提供(対象 母子)
児童扶養手当等新規申請時の施策パンフレットの配布や就業支援に関する情報等の児童扶養手当等受給者への送付など、きめ細やかな情報提供に努めます。